

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人こころ（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者であり、1週間について35時間以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、業務に応じた報酬等を支給する。
- 3 評議員選任・解任委員には、業務に応じた報酬等を支給する。
- 4 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、職員給与に加え役員等兼任手当として、会議等の都度5,000円を支給する。
- 5 評議員選任・解任委員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 報酬等の支給の基準については、評議員会で決定する。

- 2 全理事の報酬総額は、年間100万円以内とする。
- 3 全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。
- 4 全評議員の報酬総額は、年間30万円以内とする。
- 5 全評議員選任・解任委員の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 6 非常勤理事の報酬額は、別表1「役員等の報酬の額」に定める額とする。
- 7 監事の報酬額は、別表1「役員等の報酬の額」に定める額とする。
- 8 評議員の報酬額は、別表1「役員等の報酬の額」に定める額とする。
- 9 評議員選任・解任委員の報酬額は、別表1「役員等の報酬の額」に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。
- 4 別表1による費用弁償が適当でない場合は、別表2により支給する。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤理事の報酬等は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は令和5年4月2日(評議員会の議決日)から施行する。

別表1 役員等の報酬の額(第4条関係)

(1) 非常勤理事

種類	報酬の額(税抜)	費用弁償額
----	----------	-------

理事会等会議出席報酬	5,000円/日	実費
理事事業業務報酬	5,000円/日	実費

(2) 監事

種類	報酬の額(税抜)	費用弁償額
理事会等会議出席報酬	5,000円/日	実費
監事監査等業務報酬	15,000円/日	実費

(3) 評議員

種類	報酬の額(税抜)	費用弁償額
評議員会等会議出席報酬	5,000円/日	実費
評議員業務報酬	5,000円/日	実費

(4) 評議員選任・解任委員

種類	報酬の額(税抜)	費用弁償額
評議員選任・解任委員会 等会議出席報酬	5,000円/日	実費

別表2 費用（第5条第4項関係）

区分	費用弁償額
会議等への出席 (公共交通機関利用)	自宅から会議等開催場所への公共交通機関運賃実費額
会議等への出席 (公共交通機関利用なし)	自家用車利用の場合は、20円/kmで計算した費用
県外出張	法人職員旅費規定に定める額
上記のほか、業務執行に必要な経費（研修会出席者負担額、資料代等）	職務執行に必要な額